



# 消防団協力事業所表示制度



## 消防団協力事業所表示制度について

従業員を消防団に入団させている事業所や消防団の訓練時に敷地等を提供していただくなど、消防団活動に積極的に協力していただいている事業所を名古屋市が「消防団協力事業所」に認定し、表示証を交付するものです。



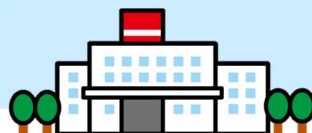
### ◆ 認定基準 ◆

団員である作業員が消防団活動に参加しやすいよう配慮が行われている事業所で、次のいずれかの要件に合った事業所を認定します。

- 1 複数の従業員が消防団員として、1年以上にわたって活動していただいている事業所
- 2 従業員が消防団員として、1年以上在籍している事業所で、当該事業所の資機材や敷地等を消防団に提供していただいているなど消防団活動に積極的に協力していただいている事業所

### ◆ 事業所側のメリット ◆

- ・消防団協力事業所の表示証を掲示することができ、事業所が作成するパンフレットやポスター、ホームページ等の広報媒体に掲載することで、地域への社会貢献をアピールし、事業所の評価の向上につながります。
- ・名古屋市が発注する工事請負契約（一部を除く）において、総合評価落札方法の入札の場合、加算点（評価基準「地域貢献」）が付与されます。



※詳しくは消防署にお問い合わせいただくか名古屋市のホームページをご覧ください。

名古屋市消防団

検索



こちらから  
アクセス➔

